

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	
処 分 の 概 要	承認申請書を河川管理者に提出し、承認を受けて河川の工事又は河川の維持を行う。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第20条	
所 管 課	河川水路課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	<p>○工事实施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。</p> <p>○当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。</p> <p>○周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>《河川法》 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等) 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>《河川法施行令》 第12条(河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの) 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。